

外留協発第21号
令和2年4月20日

文部科学省

大臣 萩生田 光一 殿

一般社団法人外国人留学生高等教育協会
代表理事 小林 光俊

現行制度を活用した支援拡大のお願い（緊急）

令和2年4月1日から施行された就学支援制度（法案成立：令和元年5月10日）を活用した外国人留学生の支援拡大をお願いしたい

※ 現行制度

対象：大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

支援内容：授業料減免制度の創設

給付型奨学金の支給の拡充

対象学生：住民税非課税世帯

それに準ずる世帯（支給額に差あり）

所管：文部科学省・独立行政法人日本学生支援機構

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外国人留学生緊急支援（新規）

※ 緊急（2年から3年の特例的な運用）

1. 外国人留学生への対象枠の拡大

2. 学校法人（学校教育法第1条、124条、134条校）